

医療・福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針

特定非営利活動法人検定協議会

第1条（目的及び適用対象）

この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第53条の規定の趣旨に沿って、医療・福祉・介護関係事業者がその事業の遂行に際して個人情報を取り扱う際に開示すべき利用目的、講ずべき安全管理のための措置その他の事項につき、具体的な基準を定めることにより、医療・福祉・介護関係事業者の個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

- 2 この指針は、特定非営利活動法人検定協議会（以下「本会」という。）の構成員である社員たる医療・福祉・介護関係事業者及び法第51条第1項の同意を行う医療・福祉・介護関係事業者（以下「対象事業者」という。）がその事業の遂行に際して個人情報を取り扱う場合（雇用管理などの内部事務に伴い個人情報を取り扱う場合を除く。）につき適用する。

第2条（定義）

（1） 個人情報（法第2条第1項関係）

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。

また、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

（2） 個人識別符号（法第2条第2項関係）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）

に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定めるとおりである。

（3） 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である。

（4） 個人情報データベース等（法第2条第4項関係）

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。ただし、次の①から③までのいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。

- ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

（5） 個人情報取扱事業者（法第2条第5項関係）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、

営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（６） 個人データ（法第２条第６項関係）

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、法第２条第４項及び政令第３条第１項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない。

（７） 保有個人データ（法第２条第７項関係）

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」という。）に応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。

ただし、個人データのうち、次に掲げるもの又は６か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるものは、「保有個人データ」ではない。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

（８） 匿名加工情報（法第２条第９項関係）

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものという。

(9) 匿名加工情報取扱事業者（法第2条第10項関係）

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

(10) 「本人に通知」

「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(11) 「公表」

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(12) 「本人の同意」

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

(13) 「提供」

「提供」とは、個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報（以下この号において「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

第3条（個人情報保護に関する考え方又は方針等の策定及び公表）

対象事業者は、法その他の関連法令等及び個人情報保護委員会が定めたガイドライン及びこの指針を遵守し、当該事業所の個人情報保護に関する考え方又は方針（プライバシーポリシー）及び個人情報保護の取扱いに関する規則を策定し、公表するものとする。

- 2 対象事業者は、その公表する個人情報保護に関する考え方又は方針及び個人情報の取扱いに関する規則を実効性あるものとするため、事業所内体制の整備等に努めるものとする。

第4条（利用目的）

対象事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできるかぎり特定するものとする。

- 2 前項の利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱い事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。
- 3 対象事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的をホームページへの掲載等の方法により公表しておくことが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表するものとする。
- 4 対象事業者は、第1項により特定した利用目的を変更するときは、法第15条第2項に掲げる「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」において変更するとともに、変更後の利用目的を公表するものとする。
- 5 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。やむを得ずかかる取扱いを行うときは、法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第5条（個人情報の取得等）

対象事業者は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得するものとする。

- 2 対象事業者は、個人情報を本人以外の者から取得するときは、本人の利益を不当に侵害してはならない。
- 3 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
- 4 対象事業者は、要配慮個人情報を取得する場合には、法第17条第2項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 5 対象事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面

への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

第6条（安全管理措置）

対象事業者は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 2 対象事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、前項に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をするものとする。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。
- 3 対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、個人情報取扱事業者は、第1項に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする。
- 4 対象事業者は、個人情報の漏えい等の事故が生じたときは、本人への通知及び当局への報告を行うとともに、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等をできる限り公表するよう努めるものとする。

第7条（第三者提供）

対象事業者は、個人データを第三者に提供するときは、法第23条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すものとする。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

- 2 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の①から⑤までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第23条第1項の規定にかかわらず、あら

かじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

また、対象事業者は、法第 23 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第 23 条第 1 項各号又は同条第 5 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること。
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- ⑤ 本人の求めを受け付ける方法

第 8 条（保有個人情報データの開示）

対象事業者は、法第 27 条第 1 項各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 2 対象事業者は、本人から法第 27 条第 2 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による求めを受けたときは、各条項に定める適用除外要件に該当する場合を除き、各条項に沿った適切な対応を行うものとする。

第 9 条（苦情解決）

対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に解決するものとする。

- 2 対象事業者は、前項の目的を達成するため、苦情解決窓口の設置や苦情解決の手順を定めるなど必要な体制を整備するものとする。

第 10 条（本会の役割）

本会は、法第 47 条第 1 項の認定を受けて、同項各号の業務を行なければならない。

- 2 本会は、対象事業者がこの指針を遵守していないと認めるときは、当該対象事業者に対して必要な助言又は指導を行わなければならない。
- 3 本会は、対象事業サービスを取り巻く社会・環境の変化等を踏まえて、対象事業者における個人情報の保護が着実に図られるよう、必要に応じて指針を見直ししなければならない。

附則（平成 30 年 5 月 28 日）

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。